

特定非営利活動法人境を越えてサポーター会員規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人境を越えて（以下、「当法人」という。）のサポーター会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(会員区分)

第2条 サポーター会員は、当法人の理念と活動に賛同し、資金的・心情的支援を行う個人及び団体とする。

なお、当法人の社員には該当しない。

(会費)

第3条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人 月会費 100円/200円/500円
年会費 2,400円/6,000円
- (2) 団体 年会費 1口10,000円で1口以上

(入会)

第4条 サポーター会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書に必要事項を記入し、当法人に提出するものとする。

(期間)

第5条 サポーター会員は、入会申込書と会費の納入が確認された時点から会員となり、その期間は会費納入月の翌月から1年間とする。

(退会)

第6条 サポーター会員は、事務局に連絡することによりいつでも退会することができる。この場合、既納の会費は返還しない。

(特典)

第7条 サポーター会員は、次のサービスを受けることができる。

- (1) 入会時に境を越えて絵葉書の贈呈
- (2) メールマガジンの送付
- (3) 各種イベントの情報の提供

(高額寄付者)

第8条 当法人に個人で3万円以上の寄付を行った者は、本人の了承のもとに下記の期間のサポーター会員とする。

- (1) 3万円以上5万円未満…2年間
- (2) 5万円以上10万円未満…3年間
- (3) 10万円以上…5年間

2020年7月21日施行

2021年2月19日改定